

地方創生カレッジ事業募集要綱

地方創生カレッジ事業（以下「本事業」という。）について、次のとおり実施者を募集しますので、希望する法人は下記により応募してください。

なお、本事業は、令和7年度予算に係る事業であることから、予算の成立以前においては、採択予定者の決定となり、予算の成立等をもって採択者となります。

I 募集期間

令和8年3月6日（金）まで（必着）

II 事業の実施期間

交付決定の日から令和9年3月31日までの事業とする。

III 応募資格

次のすべてに該当する法人とする。

- 「VI 事業の目的・内容・実施条件」に即して事業を実施することができる法人であること。ただし、内閣府地方創生推進室（以下「当室」という。）と協議の上、当該法人が指定する者と協同することにより事業を実施すること及び後掲のVI 3. (2) に掲げる範囲内で第三者に委託して実施することを妨げない。なお、事業の内容・実施条件は、当室において想定した事業運営方法に基づいて示したものであり、応募しようとする者が、目的をより効果的、効率的に達成するために、追加の企画提案を行うことや、事業の内容・実施条件に必要最低限の変更を加える提案を行うことを妨げるものではない。
- 地方創生に関する理念を理解し、国や関係機関等と協力して、各地域における地方創生の取組を支援しようとする意思が認められること。
- デジタル人材を含む地方創生の取組を担う人材（以下「地方創生人材」という。）の育成・確保等に相当程度の実績を有する法人であること。
- 本事業の目的達成に向け、当室が示す各業務内容について、更なる有効な提案等を行えること。
- 本補助対象事業の実施後も、事業を継続する意思があると認められる法人であること。
- 以下の全てに該当すること。
 - 補助事業を行うために必要な専門性を有している者。
 - 補助事業を行うために必要な中立性及び公平性を確実に有している者。
 - 会計処理、意思決定、責任体制等の方法について規約等が整備され、円滑な事業実施が可能であること。
- 次に掲げる要件を全て満たす者。
 - イ 公益性の高い事業を行うことができる者であること。
 - ロ 補助事業に関する知見及び理解を有する者であること。

- ハ 不誠実な行為がなく、信用状態が良好であること。
- ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団ではないこと。
- ホ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が所属していないこと。
- ヘ 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行ったか、行う恐れがある者ではないこと。
- ト 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

IV 応募方法

添付の応募用紙に必要事項を記入の上、次の提出先に記載の両メールアドレス宛てに電子媒体にて提出して応募すること。上記提出期間内に必ず着くようにすること。

【提出先】〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1 中央合同庁舎8号館

内閣府地方創生推進室 白髭、山中

電話番号：03-6257-1412

メールアドレス：haruki.shirahige.d2v@cas.go.jp
yuriko.yamanaka.p5s@cas.go.jp

V 応募者の審査及び決定の通知

1. 選定委員会による審査

採択に当たっては、当室において第三者委員を含む選定委員会を設置し、書面審査・ヒアリング等の方法により厳正に審査し、採否を決定する。なお、ヒアリングを実施する場合に要する旅費等については補助対象としないので注意すること。

2. 採否決定の通知

採否の決定後、速やかに当室より応募者に対し、決定の通知をすることとする。なお、選定委員会及びその評価内容は非公表とする。

3. 補助金申請等

採択された応募者に対し、交付要綱及び実施要綱を通知することとしているので、採択された応募者は、これらを受理後、速やかに交付要綱に従って補助金申請を行うとともに、実施要綱に従って事業の準備を始めること。

VI 事業の目的・内容・実施条件

1. 事業の目的

各地方公共団体においては、「地方版総合戦略」に基づいて、より具体的な事業を本格的に推進する段階に入っている。地方創生の深化に向けた様々な取組は、実際にこれを担う専門人材の確保・育成・活躍によって実現されるものである。この点を踏まえ、地方創生人材の育成・確保に関わる者を集結させてその発信力の強化、機運の醸成、連携の強化等を図るとともに、地方創生を志す者が地域や時間を問わず学べるよう、eラーニングの普及をはじめとした学習者の利便性向上を図り、もって、各地方公共団体に

おける地方創生の取組を支援することを目的とする。

2. 業務内容

次の（1）から（10）までの業務を行うものとする。業務遂行に当たっては、「地方創生カレッジ事業実施要綱」（令和4年1月25日付府地創第24号）の2.に規定する業務内容との連携・接続に留意し、公正性・公平性に配意するとともに、その業務の目的に照らし、より効果的・効率的に目的を達成できると認められる場合には、積極的に更なる有効な提案等を行い、当室と協議を行うこと。

（1）推進会議の開催

本事業の活性化を図るため、地方創生人材の養成・確保等に取り組んでいる者や学識経験者をメンバーとする推進会議を定期的に又は必要に応じて開催する。推進会議メンバーの選出及びその後の推進会議の運営に当たっては、当室と事前に協議しなければならない。

（2）ネットワークの形成・ポータルサイトの運営

地方創生人材に関する法人・団体等であって一定の実績又は体制及びノウハウを有し、地方創生に対する熱意があるもの並びに地方創生の担い手を志す個人等を集結させたネットワーク（以下、単に「ネットワーク」という。）を形成し、インターネット上にポータルサイトを構築して、連携の強化、情報の共有、情報発信の強化等が図られる環境を整備する。なお、法人・団体等がネットワークに参画するに当たっては、実績又は体制及びノウハウに関する要件その他の要件を予め定めておくとともに、構成員の選定に際しては、当室と協議しながら進めるものとする。

（3）人材育成等の取組に関する実態調査、分析

地方創生に関する人材の育成に取り組んでいる大学・各種団体の情報収集ができる限り網羅的に行って、その結果を整理・分析することとする。

この調査によって、地方創生人材の育成に一定以上の実績又は体制を有することが判明した大学等に対しては、当室とも協議しつつ、ネットワークに参画するよう促すとともに、後掲（5）にいう学習コンテンツの提供を求める交渉を積極的に行う。

また、国の各府省庁において実施している地方創生人材に係る取組であって、ネットワークから発信することが適当と認められる情報を有するものについて、当室と協力して、情報収集・整理し、必要に応じて、適切にポータルサイトへのアップロードやリンク貼付などを行う。

（4）ビデオ教材の作成、アップロード

地方創生人材に関する第一人者をはじめ、適切な人材に講義を依頼し、それを録画・編集して、ビデオ教材を作成するとともに、当該教材をポータルサイトにアップロードし、広く、地方創生を志す者、地方創生に関心のある者の利用に供する。その際、コンテンツの評価が利用者に分かるような仕組み（ビデオ教材へのアクセス数等）も併せて構築するものとする。

（5）e ラーニング等のコンテンツの作成及び運営

必要と認められるe ラーニングのカリキュラム等、地方創生人材の育成等に資するコンテンツを作成するほか、必要に応じて当該コンテンツの見直し、改善を図ることとする。e ラーニング等のコンテンツの作成に当たっては、当室と協議の上、（1）の

推進会議での検討を踏まえてこれを行うとともに、大学等の養成機関と協調し、学習コンテンツを掲載することとする。eラーニング等のコンテンツの作成に当たっての著作権については、関係者間で協議し、適切に処理すること。

なお、カリキュラムは、専門編及び基盤編に分類して作成することとし、講師や受講者同士が対話できるシステムが有効と認められるコースやスクーリング、その他コンテンツとの組み合わせが有効と認められるコースについては、当該システム等を併せて構築するものとする。また、カリキュラム及び各学習コンテンツの改善を促すため、掲示板を設けるなど、評価の仕組みを構築しておくこととするほか、受講による達成度を計る仕組みを構築するものとする。

(6) 地方創生人材を評価するための仕組みの構築・運営

地方創生に関し、相当の実績を有すると認められる者や、上記（5）で構築したeラーニング等のコンテンツを通じて高度な専門性を修得したと認められる者等に対して、本事業の活用状況や有効性等に係るアンケート等を実施するなど、本事業に対する事後的な評価手法を検討・構築すること。

上記の仕組みを構築・実施したときは、アンケート等の回答者の承諾を得て、ポータルサイト上で、プロフィール、修得した専門性や取組成果の内容、インタビュー等を公開できる仕組みや、交流会等の開催を通じて地方創生人材同士を繋ぐ仕組みなどを構築・運営する。

(7) 優良事例の公開

国が把握する「地方創生に係る優良事例」等について、当室と連携しつつ、大学、地方公共団体および金融機関等が教材として使いやすいうように加工して、これをポータルサイトにて公開する。

(8) 専門人材マッチング機能の構築・運営

地域のマーケティングや地域資源の分析に係る専門人材が、当該地域のニーズに応じて確保されるスキーム（各地域に共通した課題等の解決に資する講座やイベントを、オンライン等の方法により開催することで幅広い人材交流を可能とする仕掛け）を構築・運営する。構築・運営に当たっては、当室と協議しながら進めなければならない。

(9) 広報

本事業について、広く関係者等への周知を図る。具体的には、ポスター、パンフレット等を作成して大学等の教育機関、地方公共団体等に配布するとともに、必要に応じてシンポジウムの開催やメディア等を活用した効率的な広告を行うものとする。広報に当たっては、デザイン等に工夫を凝らした効果的なコンテンツの企画、作成に努めるとともに、そのコンテンツや配布先等について、当室と協議しながら進めなければならない。

(10) 事業継続への協力

補助事業者は交付決定後、遅滞なく前期の補助事業者と協議を行い、事業継続計画を策定し、当室に提出しなければならない。計画策定に当たっては、現在の地方創生カレッジ受講者の利便性に配意しなければならない。ただし、前期の補助事業者が引き続き補助事業者となった場合は、当該計画の策定は省略することができる。

また、補助事業者は、本事業の継続に不可欠な資料・データ等を、必要な場合には適切かつ速やかに他の補助事業者に引き継ぐことができる態勢を整えなければならない

ない。その作業に当たっては、当室と協議しながら進めなければならない。なお、補助事業者は、他の補助事業者に事業を引き継ぐ場合は、他の補助事業者による事業継続計画の策定の協議に対応しなければならない。

3. 事業実施に当たっての条件

(1) 職員の配置

本事業の実施に当たっては、原則として、責任者1名及び担当者3名以上（計4名以上）を専任者として配置すること。専任者を配置することが困難である場合であっても、常勤換算によって4名分以上の人的体制を常に確保すること（例えば、勤務時間のうち、1／2は本事業の業務に従事し、1／2は他の業務に従事するような常勤職員が2名いれば、それをもって1名分とカウントする。）。

なお、配置する職員は、相当程度の知識及び経験を有していなければならない。また、業務が集中する時期には職員を増員するなど、業務の円滑な推進が確保されるよう、柔軟な職員配置に努めなければならない。

(2) 委託

本事業の業務内容の一部を第三者に委託する場合には、事前に当室の承認を得ること。委託先との連携を図ること。ただし、本事業のうち、VI 2. の（1）の業務、（2）のネットワーク形成の業務、（2）のポータルサイト管理業務、（3）～（8）の実施に当たっての企画業務及び管理業務については委託することができない。

(3) 個人情報

関係機関と個人情報を共有する場合は事前に本人の同意を得るなど、個人情報の取扱いについて適切な手続きを踏まえること。

(4) 著作権等

① 本事業の遂行により生じた著作権（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第27条及び28条に定められた権利を含む。以下同じ。）のうち、カリキュラム等に関するものについては、原則として、本事業を実施する者（以下「実施者」という。）又は実施者と協働してカリキュラム等を開発した者に帰属するものとする。ただし、協議の結果、当室に著作権を帰属させることが適當と認められた場合はこの限りでない。また、本事業の遂行により生じた著作権のうち、調査結果等に関するものについては、当室に帰属するものとする。

② 第三者が権利を有する著作物（写真等）を使用する場合には、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続を実施者において行うものとする。

③ 本事業の業務内容に関し、第三者との間で著作権に係わる権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら当室の責めに帰す場合を除き、受注者は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

(5) 情報セキュリティ管理

実施者は、情報セキュリティポリシーを整備し、適切な情報セキュリティ対策を講じること。

(6) 消費者保護

実施者は、消費者保護の観点から、受講者その他関係者の消費者としての権利を確

保するため、適切な対応を探るものとする。

(7) 効果測定、課題抽出及び報告

実施者は、当室に対し、事業の進捗を報告するために、定期的に報告会を開催するものとする。

また、VI2. の実施について、客観的な指標に基づき、その効果を定期的に測定しなければならない。その結果及び当該結果に基づいて抽出された今後の課題についての報告書を作成し、当室に提出するものとする。

(8) 自主財源確保の取組

実施者は、事業の実施に当たっての自主財源の確保に努めなければならない。なお、実施者は、将来的に、本事業が自立するための方策について、提案しなければならない。

(9) その他

その他、支援事業を実施するに当たっては、実施者は、当室と常に緊密に連携し、その指示に従わなければならない。

4 補助金の交付を受けるに当たっての条件

(1) 経理区分

実施者は、本事業に係る経理と他の経理を区別しなければならない。

(2) 対象経費等

経費の補助については、別に定める交付要綱に基づいて行われるものである。

① 国庫補助基準額（定額（10／10相当））

140,000 千円

なお、上記基準額については、別に定める交付要綱において定めるものであり、現時点における目安として設定しているものであることに留意すること。

② 対象経費等

対象経費については、俸給及び諸手当、社会保険事業主負担金、諸謝金、職員旅費、委員等旅費、庁費（備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、借料及び損料、会議費、燃料費、賃金及び雑役務費）、委託料を予定している。

(3) 書類の管理

実施者は、補助金に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、支援事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を支援事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならぬ。

なお、補助額は、次により算出された額とする。ただし、区分ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

① 内閣総理大臣（以下「大臣」という。）が定める基準額と補助対象となる経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

② ①により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人については寄付金を除く。）を控除した額を比較して少ない方の額を交付額とする。

(4) 補助金交付目的外利用の禁止

事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により大臣が別に定める期間を経過するまで、大臣の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

なお、大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(5) 善管注意義務

事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(6) 仕入控除額確定の報告

事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに大臣に報告しなければならない。

なお、実施者が全国的に事業を展開する組織の一部（又は一社、一所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、大臣に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(7) 実績報告の提出

別に定める交付要綱に定めるところにより、事業実績報告書を大臣に提出して行わなければならない。

なお、大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。